

第3章 条例指定の申出手続き

1 手続きの流れ

申出にあたっては、まず、**事前相談**を受けてください。

初回相談時は、概ね記入した申出書をお持ちいただければ内容の確認をしますが、特にご準備いただかなくても構いません。事前相談を通じて、記載内容や必要な添付書類の確認を行い、内容が整ってから、「滞納処分に係る納税証明書」を取得した上で、申出書を提出していただきます。条例による指定は6月と12月の年2回行うことから、申出書一式を受け付ける**申出期限**を、それぞれ1月末と7月末としています。

申出書の提出後、2週間の**縦覧**を行います。縦覧とは、申出書を誰でも閲覧できるようにすることで、縦覧書類は、川崎市役所本庁舎2階の「かわさき情報プラザ」で閲覧することができます。また、条例指定の結果が出るまで、川崎市のホームページでも同様の書類データが公表されます。期間中に意見等が寄せられた場合は、必要に応じて、事実確認を行います。

縦覧後、市職員が運営要件を中心とする**書類審査や法人事務所での調査**を行った上で、外部委員により構成される「**川崎市指定特定非営利活動法人審査会**」において、公益要件への適合を中心に、指定の基準を満たすか否かの検討を行います。

審査会で「指定相当」とされた法人について、その名称と主たる事務所の所在地を記載した**条例案を市議会に上程**し、可決された条例が施行された日に指定NPO法人となります。

認定NPO法人への寄附に対する寄附金控除は認定日から控除対象となりますが、指定NPO法人への寄附に対する**寄附金控除**については、指定NPO法人となった年の1月1日まで遡って行うことができます。

例えば、令和6年12月に指定NPO法人となった場合、川崎市民である寄附者が令和7年3月15日までに個人住民税の申告を行えば、令和6年1月1日から12月31日までの寄附金の合計額から2,000円を引いた額の8%が、寄附者の令和7年度の個人市民税から差し引かれることとなります。

【表18】申出手続きの流れ

	6月指定	12月指定
1 事前相談	随 時	
2 申出書類の受理期限	1月31日	7月31日
3 縦覧	申出書類の受理日から2週間	
4 審査 ・書類審査、実態調査⇒審査会による審査	3月	9月
5 議会での審議 (法人名等を条例に記載するための条例改正等) ・法制審査⇒議案の上程⇒採決	4月～6月	10月～12月
6 法人名が記載された条例の施行 ＝指定NPO法人となる	6月下旬	12月下旬
(参考) 指定NPO法人への寄附金が控除対象となる日	その年の1/1まで遡る	

2 申出に必要な書類

申出に必要な書類は次のとおりです。

申出書の添付書類のうち、寄附者名簿等を除く書類は、縦覧の対象となります。縦覧した書類は、指定NPO法人となった後、川崎市役所（かわさき情報プラザ）と法人事務所において閲覧の対象となります。

【表 19】 申出に必要な書類

	提出書類の名称等		閲覧等	部数
申出書	指定特定非営利活動法人申出書	第1号様式	×	1部
申出書の添付書類	1 寄附者名簿（2事業年度分）	第2号様式		
	2 基準に適合する旨を説明する書類 欠格事由に該当しない旨を説明する書類	基準等チェック表 欠格事由チェック表 ※詳細は表20参照	○	2部
	3 寄附金充当予定事業一覧	第3号様式		
	4 直近の事業報告書等 （事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿）	川崎市が所轄庁である法人は提出不要		
	5 役員名簿			
	6 定款等 （定款、認証に関する書類の写し、登記に関する書類の写し）			

【表 20】 基準への適合、欠格事由への不該当を説明するために必要な書類

	提出書類	閲覧等	部数
基準に適合する旨を説明する書類	基準等チェック表	○	2部
	監査証明書 （公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合）		
	・市内における継続的な公益的活動の実績が一定程度あることを客観的に説明できる任意の書類	×	1部
	・根拠資料としての寄附者名簿 （3,000円×50人又は1,000円×100人の基準を選択した場合）		
・認定特定非営利活動法人であることを証明する書類（所轄庁の発行した通知等の写し） （認定NPO法人であることによる基準を選択した場合）			
欠格事由に該当しない旨を説明する書類	欠格事由チェック表	○	2部
	・滞納処分に係る納税証明書 （国税・都道府県税・市区町村税の3種類が必要）	×	1部
	・役員等氏名一覧表 （役員に暴力団員等がないことを県警に確認するための書類）		

注）これらの書類以外にも、必要に応じて、説明資料等の提出を求める場合があります。

提出する書類は申出の内容により異なっており、具体的には、公益要件の「地域における支持」をどの基準で満たすかで提出書類が異なることに留意してください。

「地域における支持」を「認定NPO法人であること」により満たす法人については、認定時に適合を確認した基準等に関する「基準等チェック表」の提出は不要となっています。この場合、基準等チェック表による適合確認を行わない基準についても、当然のことながら適合している必要がありますので、基準に適合しないことが判明した場合は、指定NPO法人になることができません。

(提出書類の詳細については、別冊「申出書類の記載例」P.2「指定NPO法人となるための申出書及び添付書類一覧」でご確認ください。)

3 指定NPO法人の公表

申出書類の受理後、1か月の縦覧を経て、審査を行います。外部委員による審査会の結果については、申出を行った法人に対して個別に連絡するとともに、川崎市のホームページへの掲載等により公表します。

審査結果を受け、法人名を記載した条例案を市議会に上程し、市議会で法人名を記載する条例案が可決・成立すると、その条例が施行された日に指定NPO法人となります。議会での採決の結果は、申出を行った法人に対して、個別に連絡します。

また、指定NPO法人になると、川崎市のホームページへの掲載等により、法人名等を公表します。

【表 21】 審査会の審査結果及び指定法人の公表

区 分	内 容
審査結果の公表	審査結果（「指定相当」又は「指定不相当」）
指定法人の公表	1 法人の名称 2 代表者の氏名 3 主たる事務所及び市内の事務所の所在地 4 指定特定非営利活動法人となった日 5 現に行っている事業の概要 6 寄附金控除の対象期間

